

平成 26 年度  
中城湾港泡瀬地区環境保全・創造検討委員会  
第 1 回 人工島環境整備専門部会

先進地事例調査結果

平成 26 年 10 月 24 日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部  
沖縄県土木建築部  
沖縄市東部海浜開発局  
沖縄環境調査株式会社



## 目次

1. スケジュール	1
2. 参加者	2
3. 先進地の概要	3
4. 詳細なヒアリング内容	12



## 1. スケジュール

表 1 に示す工程で先進地調査を行った。

表 1 先進地調査の実施工程

日程	内 容
9/13 (土)	<p>那覇空港発 (9:55) → 羽田空港着 (12:20) [JAL902 便]</p> <p>到着後、空港内で昼食</p> <p>昼食後 (13:30) → 東京港野鳥公園 [東京都大田区東海 3-1] (14:00)</p> <p>東京港野鳥公園到着後は、施設の見学・担当者へのヒアリング</p> <p>東京港野鳥公園 (16:00) → 森ヶ崎水再生センター [東京都大田区昭和島 2-5-1] (16:30)</p> <p>森ヶ崎水再生センター到着後は、施設の見学・ヒアリング</p>
9/14 (日)	<p>ホテル発 (9:00) → 葛西臨海公園 [江戸川区臨海町 6 丁目] (10:00)</p> <p>葛西臨海公園到着後は、施設の見学・担当者へのヒアリング</p> <p>葛西臨海公園 → なぎさの森 [東京都品川区八潮 4 丁目 1 番 19 号] (13:00)</p> <p>なぎさの森へ到着後は、施設の見学・担当者へのヒアリング</p> <p>なぎさの森 (15:00) → 羽田空港 (15:30)</p> <p>羽田空港 (16:20) → 那覇空港 (18:45) [JAL923 便]</p>

## 2. 参加者

先進地調査の参加者は表2に示す通りである。

表2 参加者リスト（敬称略）

No.	氏名	所属
1	嵩原建二	沖縄県立桜野特別支援学校
2	新城和治	元琉球大学教授
3	仲宗根幸男	琉球大学名誉教授
4	新垣義秀	
5	平良蔵人	沖縄県土木建築部港湾課
6	愛甲俊郎	
7	仲宗根繁	沖縄県中部土木事務所
8	島袋洋行	
9	名嘉康行	沖縄総合事務局中城湾港出張所
10	中原正顕	沖縄総合事務局開発建設部
11	花田祥一	
12	上地竜也	沖縄市役所東部海浜開発局
13	福地春香	
14	小田勝也	一般財団法人 みなと総合研究財団
15	開地晃之	
16	西土井誠	
17	小谷和彦	沖縄環境調査㈱
18	佐藤泰夫	いであ(株)

### 3. 先進地の概要

#### (1) 東京港野鳥公園

##### 1) 視察日時

日時：平成26年9月13日（土） 14:00～16:00

##### 2) 施設概要

①所在地：東京都大田区

②公園整備の背景・経緯

- 当初は、卸売市場の移転地として、埋立地を整備(昭和46年)、池、ヨシ原、チガヤ草地等の出現→野鳥が生息するようになる。
- 自然観察地として残すよう、都民から要望があり、「大井野鳥公園(3.2ha)」が完成する(昭和53年)。
- その後、拡張され平成元年に、「東京港野鳥公園」として、現在の姿となる。



図1 当初建設された「大井野鳥公園(3.2ha)」の観察壁

### ③施設の概要

●河川の中流から下流までを想定した様々な環境が復元されている。



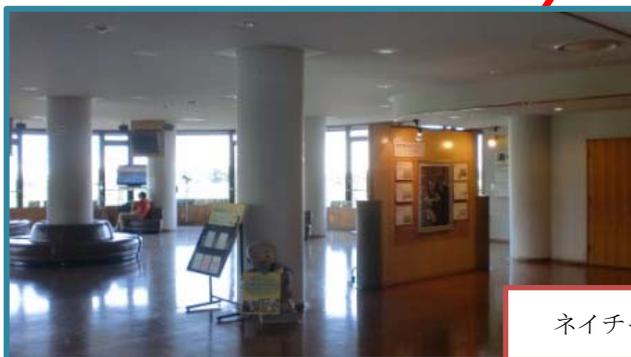
- 自然学習センター、ネイチャーセンター、観察壁が設置され、野鳥が観察しやすいようになっている。ネイチャーセンターでは、レンジャーが常駐し、来園者への自然解説対応を行っている。



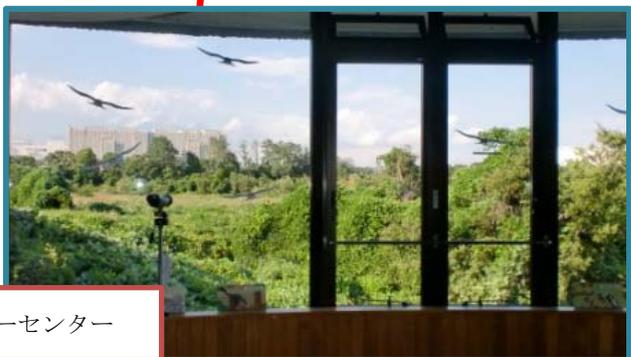
自然学習センター



観察壁



ネイチャーセンター



(2) 森ヶ崎水再生センター（NPO 法人リトルターンプロジェクト）

1) 視察日時

日時：平成 26 年 9 月 13 日（土） 16:00～18:00

2) 施設概要

①所在地：東京都大田区

②整備の背景・経緯

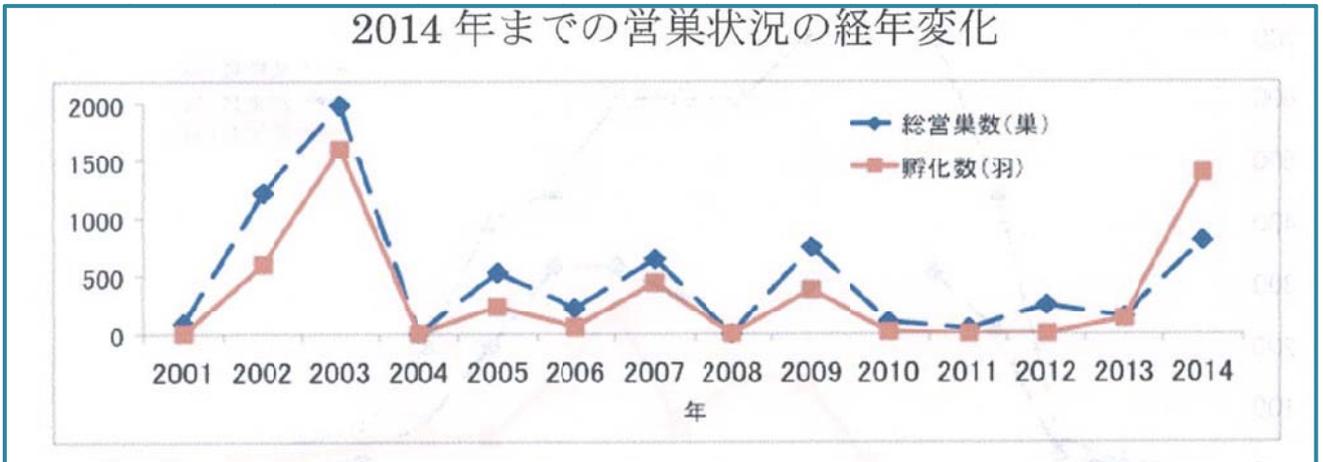
- 2001 年に、水処理センターの屋上でコアジサシが産卵するのを確認。当初は、フットサル場等のスポーツ施設を屋上に整備予定だった。しかし、NPO 法人リトルターンプロジェクト、水再生センターの職員、ボランティアらの努力で、アジサシの産卵場として整備された。総面積 6.2ha の広大な産卵場である。



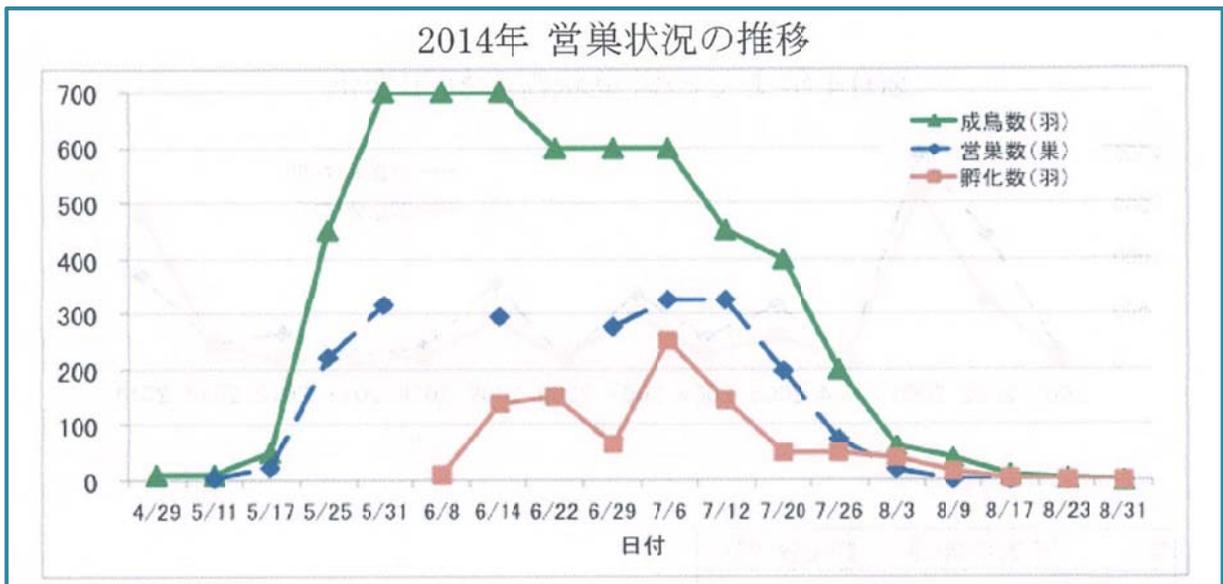
- コアジサシの産卵場の面積は、最低 1ha は必要である。コアジサシは裸地に営巣し、侵入してくる敵を早く見つけて仲間と協力して追い出す。その為、コロニーの大きさが重要となる。コロニーが大きければ大きいほど、追い出し（モビング行動）に成功し、卵や雛を守ることが出来る。狭い面積でもコアジサシは営巣するが、捕食者に見つかった場合、コロニーサイズが小さいので、モビングに失敗して捕食されてしまう確率が高くなってしまふ。捕食されて繁殖に失敗した記憶は残るので、次の営巣は望めないと考えられる。
- 豊ヶ崎水処理センターでは、5 月～9 月ぐらいまで営巣している。
- 当初は、スラッジライト(下水汚泥の加工品)を営巣地の材料としていたが、保水率が高く、雑草が繁茂し、生育場の造成に不向きであった。→副次的に、ヒバリが利用するなどの効果がみられた。



- 2003 年からは再生砕石を営巣地の材料とし、現在では、天然砂利(大井川産)を利用している。
- 孵化数や営巣数が少ない年は、営巣地の状態や捕食者(カラス、野ネコ等)の影響による。



- 2014 年は、卵はカラスに捕食され、雛はチョウゲンボウに捕食された。また、7/20 に集中豪雨が  
あり、雛が溺れ死ぬ等の被害があった。



- 野ネコ対策としては柵を設け、カラス対策としては、「いやがらす」という器具を用いている。また、カラスが警戒する鳴き声をスピーカーから流している。



- 雛の隠れ家として、レンガやパイプを利用している。



- コアジサシを誘引するため、デコイの設置、スピーカーからアジサシの声を流すなどの工夫をしている。



- 白い貝殻を巻くと、営巣地としての利用率が高まった。→温度が下がることが要因かもしれない。



- コアシサシの親は自分の体を水で濡らし、卵の温度が高くない様になっている。そのため、水場を創出した。



- コアシサシは同じ場所で産卵するとは限らない。場所を少しずつ移動させながら営巣している。
- NPO 法人としての活動は、助成金に依存しているところが多い。また、企業の CSR 活動によっても援助されている。



#### (4) なぎさの森

##### 1) 視察日時

日時：平成 26 年 9 月 14 日（日） 13:00～14:30

##### 2) 施設概要

①所在地：東京都大田区

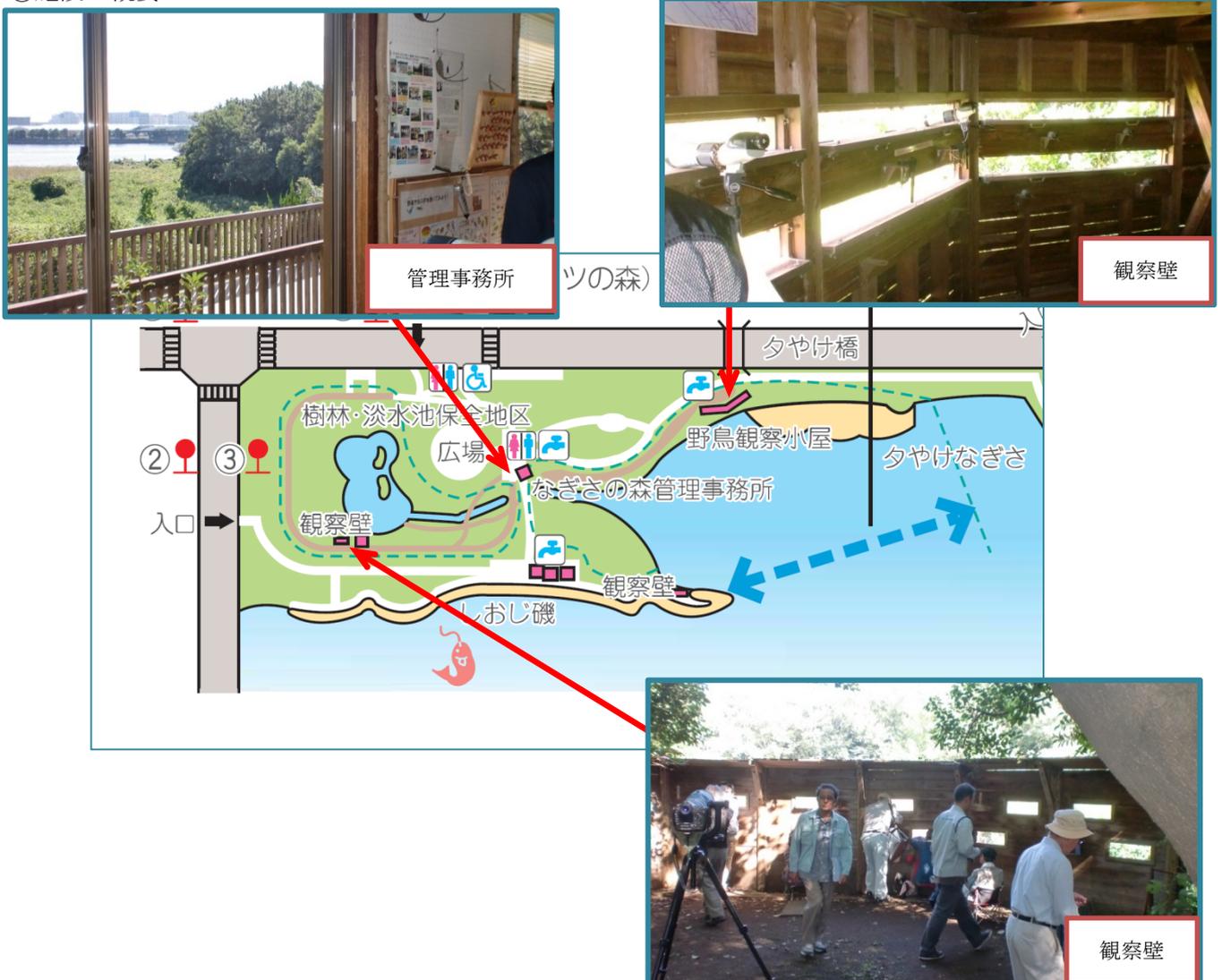
②公園整備の背景・経緯

●かつて、東京の海は豊富な魚介類に恵まれ、水遊びや釣りなどが楽しめる憩いの場であり、人々の日常生活と深いつながりのある空間であった。しかし、昭和 30 年代からの高度成長期に伴い、大規模な埋め立てが進み、工場が立地し、港の拡張が続けられた結果、生活の場としての「東京の海」は忘れられ、都民は身近に海に触れ合う場を失ってしまった。そこで、海が果たしてきた役割を見直し、東京の埋立地を公園として整備し、スポーツやレクリエーションを楽しめる場として、公園を整備することとなった。

●水域における自然環境の保全及び回復を図るとともに、水に親しむ場所として都民の利用に供することを目的とした公園である。

【参照：「海上公園ガイド 平成 26 年 3 月 東京都港湾局】 ③施設の概要

##### ③施設の概要



4. 詳細なヒアリング内容（東京都へのヒアリングも含む、森ヶ崎水再生センター〈NPO 法人リトルターンプロジェクト〉については、同一の内容でヒアリングを実施していないので、割愛した。）

ヒアリング内容	東京港野鳥公園	葛西臨海公園	なぎさの森
指定管理者団体名	東京港野鳥公園グループ (東京港埠頭株式会社、公益財団法人 日本野鳥の会)	公益財団法人 東京都公園協会 (鳥類園管理の再委託先:NPO法人 生態教育センター)	アメニス海上南部地区グループ (造園会社、ビル管理会社、スポーツ関連会社、IT関連会社)
●公園整備の背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和36年策定の「東京港改定港湾計画」に基づき、昭和41年～45年頃にかけて、市場予定地として、埋め立て実施→窪地に雨水がたまり、池や湿原が出現、渡り鳥の飛来地となった。</li> <li>・昭和50年6月:「大田区地先大井ふ頭その一南部の渡り鳥飛来地の保全に関する請願」が出される。</li> <li>・昭和50年9月:公害局(当時)、自然保護団体等を含めて6回の検討会→一部地域を野鳥の生息地と観察の機能を持った公園として整備</li> <li>・昭和51年2月:「野鳥の森公園設計」→発注計画面積3.2ha</li> <li>・昭和53年4月1日: <b>大井第七ふ頭公園として32,576㎡開園</b></li> <li>・昭和58年8月:都(中央卸売市場・港湾局)と自然保護団体(大井自然公園推進協議会)との間で共存案(面積26.6ha)の合意が成立。野鳥の生息地となっていた区域は市場用地となり、その周辺の更地が公園用地となった。</li> <li>・昭和58年5月:「東京港野鳥公園」に名称変更</li> <li>・昭和59年8月:東京都海上公園審議会で「東京港野鳥公園の変更計画」面積3.2haから24.2haに変更</li> <li>・平成3年:<b>24.9ha開園(陸域:24.2ha 水域:0.7ha)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立地が造成され、そこへ野鳥が飛来するようになった。野鳥の会などの要望により、鳥類生息場の創出を検討。平成元年に一部整備、平成6年に鳥類ゾーンがオープンした。</li> <li>・西臨海公園は昭和47年1月に「東京都市計画葛西臨海公園」として計画決定され、昭和60年1月に「葛西沖開発土地地区画整理事業」の一環として着手した。</li> <li>・同公園は荒川・中川放水路と旧江戸川河口にはさまれた区域の南端に位置し、敷地の南側には東京湾でも有数のシギ・チドリ類の飛来地となっている干潟が隣接している。</li> <li>・整備にあたっては、海とのつながりの深い葛西地区の歴史を踏まえながら、海辺の自然との調和を図り、地域振興、活性化に寄与することを基本的な考え方とした「葛西臨海公園の整備計画」に基づき整備された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭49:整備基本計画として「大井地区親水計画」作成</li> <li>・昭50.4～51.3:地元区住民集会、区教育委員会、区体協と打合せた結果、下記の意見・要望があった。 ①原案は「鉄とコンクリートの公園計画」である。 ②失われた自然の回復—水辺の生物や干潟の鳥を呼び戻す。 ③海辺の伝統的レクリエーションの再現—釣り、潮干狩り等 ④城南地区に欠けている本格的運動施設の整備(陸上競技場、テニスコート、サッカー場等)</li> <li>・昭51.3:東側スポーツの森地区基本計画決定</li> <li>・昭52.4.28:第2回東京都海上公園審議会答申「自然環境の保全回復を重視した海浜公園計画」</li> <li>・昭53. 3. 6:西側なぎさの森地区基本計画決定</li> <li>・昭53. 4. 1:東側スポーツの森開園(68, 262㎡)陸上競技場、庭球場(6面)、球技広場(現在・さくら広場)</li> <li>・昭53. 5.31:計画告示(545) 24. 0ha(陸域19.2ha・水域4.8ha)</li> <li>・昭54.4.1:西側なぎさの森開園(37, 230㎡)みどりが浜、はぜつき磯</li> <li>・昭55:「大井ふ頭中央海浜公園運営懇談会」開催(利用者団体、地元区等)</li> <li>・昭56.4.1:水域における魚介類採取制限解除—水域開園(131, 298㎡)(しおじ磯、夕やけなぎさ)</li> </ul>
●各公園の施設配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然林、雑木林、藪地、水田、畑地、池、小川、ヨシ原、チガヤ草地、泥湿地、干潟等の多様な鳥類生息地が成立するよう、設計されている。</li> <li>→野鳥生息のためのハビタットを多数創出した。</li> <li>・来訪者のための学習、観察の場として、箱物(ネイチャーセンター、自然学習センター)が整備されている。</li> <li>・現状環境の移設、東京湾内部の自然環境の回復等を目指し、施設配置を検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核となる鳥類園ウォッチングセンターでは、レクチャールームや情報コーナーで、鳥に関する映像の公開や展示を行っている。二つの池、観察小屋、のぞき窓などがあり、野鳥等の自然観察ができる地区がある。</li> <li>・昔、葛西には三枚州・高須といった広大な干潟があり、魚貝類が豊富で、それらをエサとする鳥類が飛来し、繁殖する関東でも有数の場所であった。</li> <li>そこで葛西臨海公園鳥類園では淡水池・汽水池および広大な森を人工的に造成し、以前のような豊かな自然環境の創出を努める施設として整備された。</li> <li>【参照:「葛西臨海公園マネジメントプラン 平成18年12月 東京都建設局」】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園東側地区と西側地区で機能を分けている。</li> <li>・東側地区(スポーツの森) 野球場、テニスコート等、スポーツ施設を配置。園内にスポーツセンター、駐車場等を配置し利用者の利便を図る。</li> <li>・西側地区(なぎさの森) 人工の砂浜、磯場、干潟等を設け、釣りや磯遊びができる水辺のレクリエーション、野鳥や植物等の自然観察の場としている。</li> </ul>
●上記施設配置の考え方を決めるにあたり決定のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会(市民団体)、東京都、設計コンサルタントが協議しつつ実施した。</li> <li>昭和58年9月:「東京港大井ふ頭埋立地野鳥生息地保全基本計画調査報告書」を野鳥の会に委託→自然保護団体、学識経験者等の7人からなる委員会が設けられ、委員会にて野鳥の生息環境の移設、環境保全計画、環境管理計画、利用施設や方法、管理体制やボランティアの導入等について検討された。</li> <li>昭和59年7月:委員会の検討結果を踏まえ、海上公園審議会に計画案が諮問され、8月答申された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公園の整備計画は、整備計画案を東京都公園審議会に諮問し、答申を受け策定された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭49:計画調査による検討</li> <li>・昭52.4:公園計画の諮問機関である海上公園審議会において東側「スポーツの森」と西側「なぎさの森」24.1ha(陸域19.2ha、水域4.9ha)が答申→西側地区全域及び東側地区北側の陸上競技場、芝生広場、テニスコートを計画</li> <li>・昭59.8 海上公園審議会において東側スポーツの森の拡充計画が答申される(37.7ha)→東側地区の野球場、テニスコート、球技場を追加</li> <li>平成4.11 東京港第5次改訂港湾計画に基づき土地利用計画が「商業・業務施設等用地」から「公共空地」に変更になったことに伴い、海上公園審議会において、東側スポーツの森の更なる拡張計画が答申される(45.3ha)→東側地区南側に多目的球技場、軽スポーツ広場、原っぱを追加</li> </ul>
●野鳥公園を整備した後に発生した課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池(淡水)の水源を安定して確保するのが困難→雨水頼りである。夏季には水が少なくなる。大田市場の排水を利用する案もあったが、断念した。</li> <li>・雨水を溜めた池から、ポンプアップして水路に水を流している。水路が詰まらないように、定期的に清掃を行っている。</li> <li>・干潟の劣化、後退→アシ、ヨシの繁茂⇒刈り取るのが困難である(資金、人手不足)。</li> <li>・森林管理</li> <li>・交通の便が悪く、来園者が伸び悩んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・淡水池の水が渇水期にかなり少なくなる(降雨に頼っている)。水族園の排水を一部供給してもらっているが、十分ではない。</li> <li>・周辺の下処理場から水を供給してもらおう等の連携はない。</li> <li>・クズの繁茂が著しく、管理が困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・淡水池は降雨に依存しているため、毎年枯れる(完全に干上がるわけではない)。</li> <li>・生物調査を継続して実施することができなかった。(予算の関係)</li> </ul>
●上記課題について、すでに解決した場合、または、これから解決に向けて対策をする場合の解決方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解決した課題はない。順応的に管理しつつ、対策を検討している段階である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策は検討中。</li> </ul>	<p>—</p>

注：青字は東京都へのヒアリング内容、黒字は各公園へのヒアリング内容を示す。

ヒアリング内容	東京港野鳥公園	葛西臨海公園	なぎさの森
●整備費用の金額、整備年数および財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備年:昭和51年度～53年度まで(約3,2haの開園まで) 金額:工事費:約21千万円 委託・調査費:約1千万円</li> <li>整備年:昭和59年度～平成5年度まで(約24.9haの開園まで) 金額:工事費:約321千万円 委託・調査費:約15千万円</li> <li>合計:工事費:約342千万円 委託調査費:約16千万円 ※この金額には補修工事費は含まない。</li> <li>予算:公共</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金額:不明</li> <li>●整備年:平成2年度～平成5年度</li> <li>●予算:不明</li> <li>※葛西臨海公園の整備は埋め立て事業まで遡り、時期や金額など不確かな部分があるため、ここでは、ご質問の意図から野鳥園の整備に限ることとした。なお、金額については、公表資料に記載がなく、回答できる情報がなかった。</li> <li>(参考資料)葛西臨海の公園と水族園(清水政雄 東京公園文庫)、東京の公園130年(東京都)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備年:昭和50年度～55年度まで(スポーツの森整備費含む)</li> <li>金額:工事費:約219千万円 委託・調査費:約7千万円</li> <li>予算:公共</li> </ul>
●指定管理者として、東京都から付された条件 ●東京都が付している条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体(ボランティア団体)との協働</li> <li>NPO法人東京港グリーンボランティア、東京港野鳥公園ボランティアガイドと協働を図っている。</li> <li>ボランティア団体とは定期的に調整を行っている。</li> <li>市民団体との連携は仕様書の中に記載されている。</li> <li>環境学習業務(自然観察指導、行事の実施、ボランティアグループへのアドバイス等)を実施すること。</li> <li>環境保全業務(自然環境調査、環境管理)を実施すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条件は特になし。ただし、「東京都立公園指定管理者共通仕様書」に基づく条件は求められている。</li> <li>指定管理者として、実施すべきことは事業計画書の中で提案している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なぎさの森については特になし。</li> <li>特になし。</li> </ul>
●東京都と貴公園との業務の切り分け ●東京都と指定管理者との切り分け	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者としての契約期間は5年であり、事前に提出した事業計画書に則して管理を行っている。</li> <li>30万円未満の工事は、指定管理者が実施し、30万円以上の工事は、東京都と協議の上、都が実施する。</li> <li>指定管理者 公園の管理運営、維持管理、有料施設の利用承認、利用料收受業務等は指定管理者の業務としている。自主事業の企画・実施は指定管理者が行うが、実施にあたっては東京都の許可が必要となる。</li> <li>東京都港湾局 日常の整備・改修は指定管理者にて行っているが、大規模整備・改修は都が行っている。また、イベントや広告等の公園占用許可も都で行っているため、イベント実施の際には都への協議が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設の整備・改修、災害復旧、及び包括的管理責任は東京都、その他の運営管理や維持管理などは指定管理者の責任で行う。</li> <li>自主事業として収益を上げる提案もできるが、その利益は基本的に公園管理に還元される(駐車場代、自動販売機の売り上げ)。</li> <li>【指定管理者の役割】 公園の運営管理、維持管理、有料施設等の使用承認、物品管理、災害時対応</li> <li>【行政側の役割】 災害復旧(本格復旧)、公園の法的管理(占使用許可)、包括的管理責任(管理瑕疵を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当する公園は、全て指定管理者が管理する。</li> <li>「自主事業」を実施する場合は行政に申請をおこなう。</li> <li>下記のとおり責任分担をしている。</li> <li>【指定管理者】 公園の管理運営、維持管理、有料施設の利用承認、利用料收受業務等は指定管理者の業務としている。自主事業の企画・実施は指定管理者が行うが、実施にあたっては東京都の許可が必要となる。</li> <li>【東京都港湾局】 日常の整備・改修は指定管理者にて行っているが、大規模整備・改修は都が行っている。また、イベントや広告等の公園占用許可も都で行っているため、イベント実施の際には都への協議が必要である。</li> </ul>
●指定管理者に対し収益上のメリットを与えるための工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都の許可を得ての自主事業の実施を認めており、自主事業の収益は指定管理者の収入となる。</li> <li>※自主事業経費に東京都からの委託費をあてることはできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本公園鳥類園は一般開放公園区域のため、指定管理者の収益上のメリットはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツの森にある有料運動施設は利用料金制度を導入しており、利用料金は指定管理者の収入となる。</li> <li>東京都の許可を得ての自主事業の実施を認めており、自主事業の収益は指定管理者の収入となる。</li> <li>※自主事業経費に東京都からの委託費をあてることはできない</li> </ul>
●指定管理者として、指定管理制度の運用上の課題 ●指定管理者制度の運用上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体との協働が必要であり、関連する団体相互の意見調整が難しい。</li> <li>指定管理者とボランティア団体との協働のあり方の検討</li> <li>指定管理者交代の際の専門性維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5年間という期限なので、長期的な計画、人材育成が困難であること。</li> <li>→新規で人を採用しにくい。</li> <li>「次期の提案ではさらに低い金額で提案する」ことが前提となると、経営的に立ち行かなくなる。</li> <li>行き過ぎたコストの削減によって、管理の質を低下させてしまう。</li> <li>採算の合わない施設では、公募をしても適切な指定管理者が現れない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の利用率向上などで収益拡大を図る意欲を指定管理者に与えるためのしよみの拡充。</li> <li>特になし。</li> </ul>
●指定管理者制度への移行プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>特段の配慮はないが、選定時の評価項目に野鳥保護等、専門性を有するかを問う項目があるため、野鳥公園という専門性、特殊性のある公園の管理運営委託について実績がある現在の指定管理者が選定された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし。</li> </ul>
●野鳥公園であることから、通常の公園の利用規則以外の特段の利用規則等	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入禁止区域(保護区)の設置(全体の2/3が相当)</li> <li>植物、昆虫等の生物の採取禁止</li> <li>東京港野鳥公園管理運営方針および東京港野鳥公園管理運営要綱を定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペットの連れ込みは遠慮いただいている(リードをつけての散歩も不可)。</li> <li>→看板、サインの設置で周知している。今のところトラブルはない。</li> <li>原則、撮影占用の許可は出さない。→テレビ、映画撮影に関しても基本、許可しないことにしている。</li> <li>餌付け等も禁止している。→餌付けしなくても野鳥が観察できるというのを売りにした。</li> <li>釣りは禁止にしている。→今のところ釣りをしている人は見かけない。地元の常連の方の監視がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観察エリアは「干潟保全地区」として一般利用者は立入禁止。</li> <li>観察舎の利用時間の制限。</li> </ul>
●上記利用規則策定のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者として、管理を請け負う時点で決められていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園協会と運営管理を委託しているNPOと協議の上、ルールを策定している。ローカルルールであるため、都の協議はとっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者として、管理を請け負う時点で決められていた。</li> </ul>
●野鳥公園の地域応援団形成の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO法人東京港グリーンボランティア、東京港野鳥公園ボランティアガイドと協働を図っている。</li> <li>他団体との連携をいかに図るかは、今後の課題である(新しい団体を協働先として認めるのか?)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「葛西東渚・鳥類園友の会」という地元ボランティア団体が鳥類園で活動している。→独自のイベントを開催している。</li> <li>公園側では、主に環境整備、イベント運営を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアと管理者が連携して、自然観察会を年4回実施している。</li> <li>地元の方が中心のボランティア「なぎさの森お〜い」にボランティアを形成している。</li> <li>活動としては、ボランティアと指定管理者との協働による干潟保全地区、なぎさの森園内各所の植栽管理・清掃などを行う。また、自然観察会などのイベントを通し、来園者になぎさの森の魅力を伝える活動を行う。</li> </ul>

注：青字は東京都へのヒアリング内容、黒字は各公園へのヒアリング内容を示す。

ヒアリング内容	東京港野鳥公園	葛西臨海公園	なぎさの森
●野鳥公園を広報する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ、東京都、大田区の出版物(公報)、フリーペーパー等でイベントを告知している。</li> <li>ブログは適宜更新している。</li> <li>年間固定会員制イベントあり(「田んぼクラブ」1年間固定50名まで)。</li> <li>野鳥公園ボランティアによる最寄駅前の花壇管理(ミニ看板)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園全体のイベントと合わせて、鳥類園を広報している(例:水仙まつりに合わせてパードウォッチングフェスティバルを開催など)。</li> <li>東京都プレス、ホームページ、Twitter、都営線の中吊り広告などでPRしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ、facebook</li> </ul>
●他事業との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会科見学が2日に1回程度ある。</li> <li>現状では、その他はなし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>葛西臨海水族園や江戸川区の各団体と連携している。</li> <li>近隣の野鳥施設の職員と情報交換などを行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>しながわ水族館協働イベント(なぎさの森の干潟観察としながわ水族館での海の生き物観察)</li> </ul>
●運営上のコンプライアンス、ガバナンス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体(ボランティア団体)との協働。仕様書で規定に基づき、市民団体との会議を定期的に行っている。</li> <li>都と指定管理者間の管理基本協定にて、経理の明確化、情報の管理、料金徴収業務等について取り決めている。また、下記の取り組みを指定管理者にて実施。</li> <li>⇒適正な管理運営に向けた調整等 <ul style="list-style-type: none"> <li>四半期ごとのマスター会議(指定管理者2社とボランティア団体2団体)で方針決定</li> <li>四半期ごとの月例会・作業部会で運営・進捗管理</li> <li>毎週水曜日に合同作業・進捗管理・調整等</li> </ul> </li> <li>⇒財産管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>貸与備品のデータ化や保管場所の明記、年1回以上の現品確認、検査</li> </ul> </li> <li>⇒公金管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>基本協定書等の遵守、帳簿記帳、複数人によるチェックを日々行う。</li> <li>現金保管を短縮し、すみやかに指定口座に入金。</li> <li>年一回の内部社員による検査。</li> </ul> </li> <li>⇒不適正、不法利用への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場内の放置車両は、巡回による状況把握、車両ナンバーの記録、警告書の配布等を東京都と連携して実施。</li> </ul> </li> <li>⇒個人情報の適正管理の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の収集は原則として本人からのみ実施、電子データのパスワード保護、情報公開等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明確なものはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本協定にて、経理の明確化、情報の管理、料金徴収業務等について取り決めている。また、下記の取り組みを指定管理者にて実施している。</li> <li>⇒適正な管理運営に向けた調整等 <ul style="list-style-type: none"> <li>月1回の執行確認会議(執行内容や書類のチェック、グループ構成企業による相互確認、状況の把握・指摘)</li> </ul> </li> <li>⇒個人情報の適正管理の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>年1回の全スタッフ向けに個人情報保護の徹底研修実施</li> </ul> </li> </ul>
●年間の来訪者数はどの程度でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度(平成25年度)は、約4.6万人。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>葛西臨海公園全体の年間利用者数は約300万人。</li> <li>鳥類園を利用している人は不明だが、土日祝日のNPOスタッフが常駐している日については、ウォッチングセンターに訪れた人数をカウントしている(約100人～500人/日、約2.4万人/年)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約1,800名/年</li> </ul>
●入園料を徴収されている場合、年間の収入実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校生上300円、65歳以上、中学生150円、小学生以下、都内在住在学中中学生は無料</li> <li>収入実績としては500万円程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴収していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴収していない。</li> </ul>
●公園の維持管理に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1億円程度</li> <li>入園料だけでは到底賄えない。都からの委託契約費で対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度(平成26年4月～平成27年3月)の、葛西臨海公園の日常的な管理にかかると維持管理経費は約15,243万円である。</li> <li>維持管理費はごみ・草刈り・トイレ・警備・清掃などがメインであり、鳥類園にはほとんど手をかけていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本指定管理は大井中央ふ頭海浜公園(なぎさの森を含む)、城南島海浜公園、品川北ふ頭公園他13公園を管理している。</li> <li>運営費用も含め約3.9億円(内東京都から2.8億、利用料金収入1.1億)</li> <li>※他の収益施設との一括管理により、効率的に維持管理費を捻出。</li> <li>施設(無料・有料)の利用案内、受付、施設の点検、維持、緑地管理、年間総額3.5～4.0千万円の施設の修繕、更新</li> <li>公園全体から見たら、なぎさの森が占める割合は小さい。</li> </ul>
●その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>入園料を徴収しているので、来訪者が期待する鳥類がある程度、観察できないといけない。</li> <li>箱物施設を作るのであれば、近接して建設する方が良い。各施設にレンジャーを配置するとすると、経済的な負担が大きい。</li> <li>東京港野鳥公園(面積:26.6ha、箱物:3施設、多岐にわたる環境の存在)は、11名のスタッフで運営されている。</li> <li>駐車場が小さく、高さ制限もある。→駐車場の整備も意識した当初計画を立案する。</li> <li>野犬は保健所により捕獲が行われている。野ネコについては、対策がとられていないのが現状。</li> <li>防災公園としての役割も持つ(大田区の計画)。</li> <li>多数の環境を整備したため、その管理が大変。</li> <li>設置後25年たち樹林がだいぶ発達したが、鳥類の増加には寄与していない。逆に、原因は不明であるが飛来する鳥類が減少している。(樹林の発達しすぎは問題か・・・)</li> <li>有料公園のため、大規模な工事や作業は閉園時間や閉園日に実施しており、大変である。</li> </ul> <p>指定管理者から下記について言及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア団体との調整が大事</li> <li>指定管理期間によるが当初は機械・樹木等は故障や剪定等の経費はかからないが、年々維持管理費(樹木剪定・環境管理等)がかかるようになるので、予算要求に注意が必要</li> <li>来場者に幼稚園、小学生等の団体を見込む場合は、バス駐車場の確保とともに、一般者用駐車場の確保もした方が良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥類園に誘致する鳥類を設定して、環境を整備したわけではない。様々な環境を整備し、多様な鳥類を誘致するようにした。→すべてを干潟にして、湿地の鳥類を誘致する場にしてはどうかという議論もある。</li> <li>鳥類園の管理は、NPO法人生態系教育センターに委託している、委託費は、約500万円。土日祝日に職員を配置し、ガイドを行う。一部湿地の管理も500万円の中で行っている。→土日祝日だけのため、平日の学校単位での観察会には対応できない。⇒特例として、年に1回だけ、平日に地元の小学生を受け入れている。</li> <li>ヨシの刈取りが、財政的な制約もありなかなか進まない。</li> <li>公園側の悩みとして、鳥類園はNPOがないと回らない。→人材不足</li> <li>野ネコに餌を挙げている人がいる。注意はしているが、なかなか聞き入れてもらえない。鳥類が襲われるという被害は、いまのところ発生していない。</li> <li>ホームレスはいるが、深刻な問題は発生していない。→ただし、いつかないような工夫は大切である。</li> <li>防災公園としての側面もある。</li> <li>西なぎさは清掃活動を行っている、なぎさの砂が減った場合には砂を入れている。数年に1回程度である。</li> <li>管理用の重機が入ることを見越して、施設計画を考える。</li> <li>ウォッチングセンターについて、施設の老朽化により修繕を要求しているが、他の施設との兼ね合いで、まだ未実施である。(屋根を支える支柱がさびていた。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥類専門のガイドはいない。指定管理者となる以前から、専門のガイドはいなかった。</li> <li>干潟部分は、ほぼ手を入れていない状態。</li> <li>カラス駆除の罠を設置している。</li> </ul>

注：青字は東京都へのヒアリング内容、黒字は各公園へのヒアリング内容を示す。